

○ 財務省告示第九十一号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年二月十九日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動・十年）	第二回	四十億円	八十九円六十銭
〃	〃	三十億円	八十九円六十四銭
〃	〃	三十億円	八十九円六十九銭
〃	〃	三十一億円	八十九円七十三銭
〃	第五回	百九億円	八十五円二十三銭
〃	第六回	五十億円	八十四円九十三銭
〃	第七回	三十四億円	八十四円三十八銭
〃	第八回	五十億円	八十五円八銭
〃	第九回	四十七億円	八十六円二十銭
〃	第十回	十億円	八十五円七十五銭
〃	〃	十億円	八十五円八十一銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第十六回	〃	第十四回	第十三回	〃	〃	〃	第十二回	第十一回	〃
一千三億円	二十三億円	五十億円	四十億円	五十億円	三十九億円	五十億円	五十億円	五十億円	二百億円	十億円
	八十六円九十五銭	八十六円十四銭	八十六円	八十六円九十三銭	八十六円三銭	八十六円二銭	八十五円九十八銭	八十五円九十七銭	八十六円四十五銭	八十五円九十四銭